

指導行政のポイント

“教育再生会議報告”を読む

菱村 幸彦

1月24日、教育再生会議から第1次報告書「社会総がかりで教育再生を - 公教育再生への第一歩」(以下「報告書」)が公表された。

関連3法案の国会上程を表明

報告書の内容は、初等中等教育改革を中心とした「7つの提案」と「4つの緊急対応」とから成り、取り上げた項目は、学習指導、生徒指導、教員制度、学校運営、教育委員会、家庭教育など広範囲にわたる網羅的なものとなっている。

提言された項目のほとんどは、文部科学省の教育改革工程表に組み込まれているものと重なっている。その意味では、文科省の改革路線と大きく食い違うところはないと言えよう。

安倍首相は、教育改革を政府の最重要課題と位置づけ、再生会議の提言を実施するため、教員免許法、地方教育行政法、学校教育法の改正3法案を今国会に提出すると表明している。

これは容易ではない。再生会議の提言を法案化するには、中教審の審議を経る必要があるし、関係各省との調整等も不可避だからである。果たして、時間的に間に合うかどうか。仮に間に合わせたとしても、参議院選を控えて国会延長はないと言われていたなかで法案成立がどこまで期待できるか。

下村内閣官房副長官のテレビ討論をみていたら、もとより法案の成立を期すが、法案の上程によって、教育問題について国民的大議論を巻き起こしたいのだという趣旨の発言があった。ということは、法案の提出が参院選の争点づくりということなのか。

さて、前置きはこの程度にして、報告書のなかでとくに問題と思われる事項を取り上げてみよう。

第1は、「ゆとり教育」の見直しである。報告書は、授業時数の10%増を提言している。授業時数の10%増というと、各学年80時間～100時間程度の時間増が必要となる。これをどこから捻出するのか。

7時間授業は実際上困難だし、長期休業日の短縮も限度がある。となると、月2回程度の土曜日授業を許容するよりないと思うが、そこまで踏み込むことは実際上可能だろうか。

地教行法の改正が難問か

第2は、免許更新制の導入である。これは中教審でも審議が尽くされており、文科省も法案の準備をしているから比較的問題は少ない。

ただ、気になるのは、再生会議が、中教審の提言する講習受講によるリニューアル方式でなく、免許取消しも視野に入れた厳しい更新制を求めている点である。現在準備中の法案とどう折り合いをつけるのかが課題となる。

第3は、副校長・主幹等の新設である。中教審は、これまでに「主幹」についてはある程度議論しているが、「副校長」については取り上げていない。副校長や主幹の新設となれば、その職務権限や処遇のあり方について中教審の審議が欠かせない。それで法案作成が時間的に間に合うかどうか。

第4は、教育委員会制度の改正である。報告書は、地方教育行政法に教育長任命に関する関与や措置要求の制度を設けること、中核市(極力、市町村)への人事権移譲、教育委員会の外部評価制度の導入、人口5万人以下の市町村の教育委員会の共同設置などを提言している。

これらの諸提言のうち、中核市への人事権の移譲のように中教審ですでに審議を重ねたものもあるが、

のように地方分権推進一括法で廃止した制度を元に戻す改革も提言されている。これを制度化するには中教審の審議が必要であるし、関係省庁や地方自治体との調整も欠かせない。どうやら、地方教育行政法の改正法案の作成が一番難航しそうだ。

(ひしむら・ゆきひこ = (財)学習ソフトウェア情報研究会 理事長)

本紙は、<http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp>でも掲載

●予約受付中! ●2月刊 坂田 仰(日本女子大学)【解説】A5判100頁・定価1260円 教育開発研究所・刊

『新教育基本法 〈全文と解説〉』